

青運整第318号の2
令和5年12月4日

管内貨物自動車運送事業者 各位

青森運輸支局長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る一斉点検の実施について (依頼)

大型車の車輪脱落事故防止については、本年も「令和5年度緊急対策」として10月から令和6年2月末を重点的に取り組んでいるところですが、令和5年12月1日、青森県内の八戸自動車道下り線において、青森県内に本社を置く貨物自動車運送事業者の大型トラックが走行中に左後輪のタイヤが脱落し、道路保全工事を行っていた作業員に衝突し1名が死亡、1名が軽傷を負う重大事故が発生しました。

また、11月30日には、島根県の国道においても大型トラックから脱落したタイヤが歩行者に衝突し、当該歩行者が重傷を負う事故が発生しました。

本件事故については、ともに冬用タイヤ交換後間もなく発生したと事業者から報告されています。

また、管内では昨年度54件の車輪脱落事故が発生し、うち44件が車輪脱着作業後3ヶ月以内に発生しています。

つきましては、保有車両のホイール・ナットの緩みの確認及びタイヤ脱着作業後の増し締めが確実にされているかについて、トルクレンチ等を用いて、一斉点検を実施するとともに、下記事項について整備管理者及び運転者へ周知徹底をお願いします。

記

1. 別添『大型車の車輪脱落事故防止対策「令和5年度緊急対策」』について積極的な取組が行われるよう、徹底すること。
2. 大型車のタイヤ脱着作業においては、「自動車の点検及び整備に関する手引き」及び「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を確認の上、啓発チラシやタイヤ脱着作業管理表を活用し、確実に実施すること。
「自動車の点検及び整備に関する手引き」
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-2/>
「冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします! (令和5年9月29日)」
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000308.html
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。